

(1) 土地改良事業計画概要書

第1章 目的

本地区の農地は昭和50年代を中心に一次整理が完了し一筆区画が8a程度に整備されているが道路は狭く、用排水路の老朽化が著しく営農や維持管理に大変苦慮している状況である。また小区画のため大型機械の導入が困難となっている。

よって、ほ場整備による生産基盤の整備から、営農環境の大幅な改善を図り、大型機械導入や水管理の改善などの営農の効率化と合わせて、担い手への農地の集団化、集約化等を総合的に実施し、生産コストの低減と農業経営の安定を目指す。

第2章 地域の所在及び現況

1) 地域の所在及び地形

本地区は、金沢市の中心から北東約10kmに位置し、小規模な農地が広がる農山村地帯であり、水稻中心の農業が展開されている。

第3章 基本計画

ほ場整備		26.8ha
整地工	区画	50a区画(100×50) 30a区画(100×30)
	表土扱い	土壌肥培管理
用水路工		フリューム及びパイプラインで整備し地区勾配を利用した自然流下方式で対応する。
排水路工		フリュームで整備し地区勾配を利用した自然流下方式で対応する。
道路工		幅員5m(有効幅員4m)の全線砂利舗装とする。

第4章 工事又は管理の要領

工事は県営事業で全て請負施工とし、令和7年度～令和12年度の6年間で施行する。

また、本事業により、新設又は更新された土地改良施設の維持管理は地元が行うものとする。

第5章 換地計画の要領

地積の基準 換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画確定の日の土地登記簿地積とする。

ただし、確定換地設計基準作成時までに、各人により地積更正登記がされた場合にはその地積とする。

土地評価方式 評価委員を選出し、自然的、利用条件等を基本にした、標準地比準方式を採用する。また、従前と換地の評価額については、後日委員会において検討協議の上決定する。

清算方式 比例地積清算方式

換地

- ・換地委員を選出し、集団化を図る。
- ・2団地を目標に換地する。

第6章 費用の概算

総事業費	9 6 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円
うち工事費	8 9 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円
うち工事雑費・地方事務費	6 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円

第7章 効用

作物生産効果	344,260,000	円
営農経費節減効果	1,211,731,000	円
維持管理費節減効果	▲37,285,000	円
景観・環境保全効果	6,786,000	円
農業労働環境改善効果	75,579,000	円
国産農産物安定供給効果	66,212,000	円
年効果額(計)	1,667,283,000	円

$$\text{総費用総便益比} = \frac{1,667,283,000}{1,155,355,000} = 1.44$$

(経済効果算定基準年：令和6年度)

第8章 他の事業との関係

特になし

第9章 計画概要図

別紙のとおり

第10章 環境との調和への配慮

生物の生息・生育の場の保全・創出として、整備後においても生物の生息が可能な水路の設置と合わせて水域ネットワークの保全・回復を図るなどの配慮対策を行う。

施工中は土砂の流出や濁水の流出対策などの配慮や、猛禽類の営巣放棄等の恐れがある場合は工事時期を調整するといった配慮を検討する。

(2) 土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

農業用施設は金沢市が譲与を受け、地元集落及び生産組合その他関係する組織等が維持管理を行う。

2. 管理すべき施設の種類

県営ほ場整備事業施行により生じる土地改良施設。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

(1) 工事完了後引継をし、管理者が維持管理する。

(2) 水害、損壊その他当該土地改良施設の管理に支障のある事故が発生した時は、直ちに当該施設の保全のため必要な措置を講じる。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

地元集落、生産組合、その他関係組織において、各団体・組織が協力して各予算に補修等に必要な維持管理費などの経費を計上する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

土地改良施設の管理については、石川県土地改良施設の管理及び処分に関する規則並びに石川県土地改良施設の管理及び処分に関する要綱に定めるところによる。

(3) 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書

1 事業費の負担区分の予定額

(1) 総事業費の予定額 961,000,000円

(2) 負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		比 率	
	工 事 費	工事雑費 事務費	工事費	工事雑費 事務費
国庫負担	447,500	0	50	0
県費負担	268,500	66,000	30	100
地元負担	179,000	0	20	0
計	895,000	66,000	100	100

2. 地元負担予定額

(1) 地元負担予定総額 179,000,000円

(2) 地元負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		備 考
	工 事 費	工事雑費 事務費	
金 沢 市	89,500	0	事業費の10%
受 益 者	89,500	0	事業費の10%
計	179,000	0	

3. 県営土地改良事業分担金徴収方法

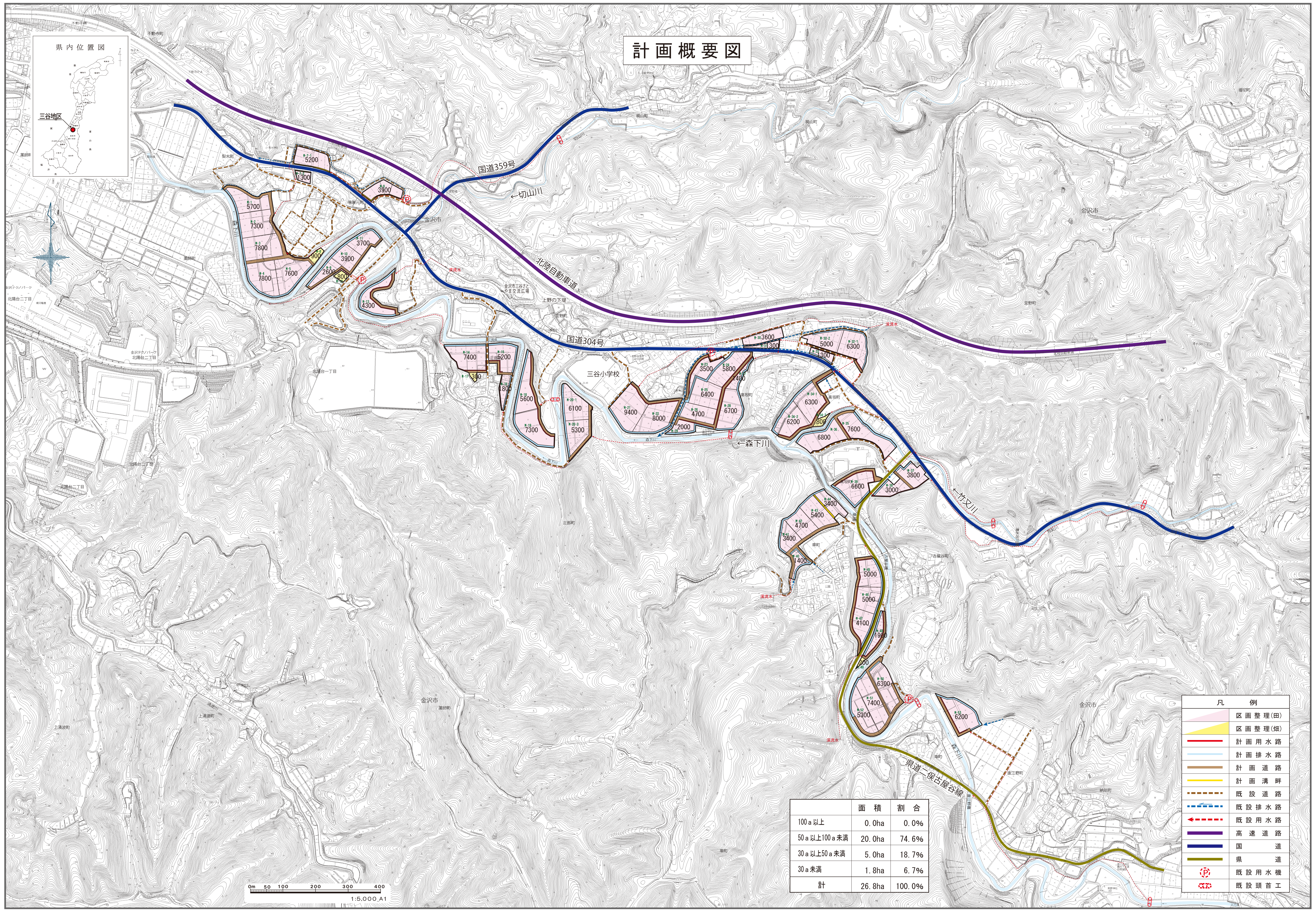
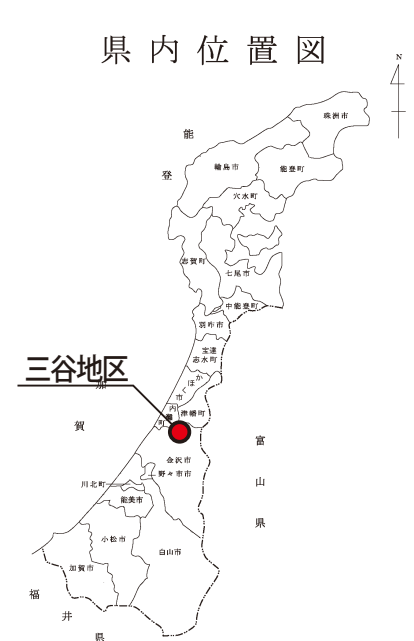
金沢市が土地改良法第91条第2項の規定により負担し、同条第3項の規定に基づき、地方自治法第224条の分担金として、金沢市が土地改良法第3条に規定する資格者から徴収する。

また、土地改良法第91条第6項の規定により負担する。

(4) 土地改良区（土地改良区連合）を設立すべきことを記載した書面

今回、県営土地改良事業（ほ場整備）の施行申請を行う、当地区については、当該事業の分担金の負担団体及び土地改良施設の管理団体につき、第一義的に金沢市が該当するので、新たに土地改良法に定める土地改良区の設立は行わない。

計画概要図



	面積	割合
100 a 以上	0.0ha	0.0%
50 a 以上100 a 未満	20.0ha	74.6%
30 a 以上50 a 未満	5.0ha	18.7%
30 a 未満	1.8ha	6.7%
計	26.8ha	100.0%

凡 例	
	区画整理(田)
	区画整理(畑)
	計画用水路
	計画排水路
	計画道路
	計画溝畔
	既設排水路
	既設用水路
	高速道路
	国道
	県道
	既設用水機
	既設頭首工

0m 50 100 200 300 400
1:5,000 A1